

航空自衛隊機へのレーダー照射に抗議する決議

去る12月6日の16時32分頃から16時35分頃までの間と、同日18時37分頃から19時8分頃までの間、沖縄本島南東の公海上空で、中国海軍の空母から発艦した戦闘機が、当該機体に対する対領空侵犯措置を実施していた航空自衛隊の戦闘機に対して、レーダー照射を断続的に行う事案が発生したと報じられている。

いずれの照射も、航空機の安全な飛行に必要な範囲を超える危険な行為であり、経済分野のみならず、軍事分野においても、我が国への圧力が増していると思慮される。

レーダー照射は、目標を探すこと目的とする捜索用レーダーと、目標にミサイル等を命中させること目的とする火器管制用レーダーがあるとされるが、今回の照射は約30分にわたる断続的なものであり、自衛隊機が対領空侵犯措置を適切に行う中において、いわゆる「ロックオン」とみなされる状態が続いたことからも、国際的にも危険な行為とされている。

本市議会としては、両国にとって取り返しのつかないような事態にエスカレートしないためにも、こうした危険な行為が二度と繰り返されることのないよう強く抗議するとともに、日本政府に対しても、国際社会と協調しながら、引き続き冷静かつ毅然とした対応の下、あらゆるレベルで意思疎通を図ることを求める。

以上、決議する。

令和7年12月22日

岩国市議会